

# 島根県報

第一、三九一号

平成十四年八月六日  
(火曜日)

日以内に申し出られたい。  
平成十四年八月六日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書

二 縦覧の期間  
平成十四年八月六日から二十一日間

告示  
目次

換地計画書の縦覧(二件)

国土調査の指定

土地収用法の規定に基づく事業の認定

公 告

基本測量の実施

公共測量の終了

開発行為に関する工事の完了

正 誤

平成十三年三月三十日付け島根県報号外第四六号中

(教育庁総務課) 三

(都市計画課) 二

(農村整備課) 一

中

告示

島根県告示第七百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十二条第一項の規定に基づき、鹿足郡津和野町土地改良区理事長から名賀地区第二工区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年八月六日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書

二 縦覧の期間  
平成十四年八月六日から二十一日間

三 縦覧の場所  
津和野町役場

島根県告示第七百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十二条第一項の規定に基づき、鹿足郡津和野町土地改良区理事長から名賀地区第一工区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十九号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十四年八月六日

公 告

國土調査として 指定した年月日	調査を行う者 の名称	調査地域	調査期間
平成十四年七月二十六日	島根県知事 澄田信義	浜田市宇津井町①地区	告示の日から平成十五年三月三十日まで

島根県告示第七百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十四年八月六日

島根県知事 澄田信義

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年八月六日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類 基本測量（世界測地系移行に伴う基準点改測作業）

二 作業期間 平成十四年七月五日から平成十五年二月二十八日まで

三 作業地域 松江市・宍道市・八束郡東出雲町・八束郡八雲村・八束郡玉湯町・八束郡八束町・能義郡広瀬町・能義郡伯太町・仁多郡横田町・大原郡大東町

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は、平成十一年三月二十五日に終了した旨出雲市築山地区画整理組合理事長から通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十条第三項の規定により公告する。

平成十四年八月六日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類 公共測量（現況平面図作成）

二 作業期間 平成十年十二月七日から平成十一年三月二十五日まで

三 作業地域 出雲市地内

四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
　　口 使用の部分  
　　なし  
　　島根県出雲市上島町地内

出雲市役所



平成十四年八月六日印刷  
毎週火・金曜日発行

発行者 島根県

印刷所 松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)